

## 債権の放棄について

高山市債権管理条例（令和3年高山市条例第16号）第7条第1項の規定により、令和7年3月31日に市の債権を下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月1日提出

高山市長 田 中 明

## 記

債権の名称	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
市営住宅使用料	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	9	3,079,400
	第2号 破産免責	1	2,458,000
	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	19	5,862,694
市営住宅駐車場使用料	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	1	48,330
	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	5	117,800
水道料金	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	3	979,236
	第2号 破産免責	6	143,445
	第6号 相続限定承認、相続放棄又は相続人不存在	21	1,160,308
福祉金庫基金	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	1	21,000
	第2号 破産免責	1	200,000
	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	74	4,431,790
	第6号 相続限定承認、相続放棄又は相続人不存在	1	15,000
学校給食費	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	2	51,227
農業集落排水処理施設使用料	第6号 相続限定承認、相続放棄又は相続人不存在	1	3,146
合 計		145	18,571,376

※放棄事由の欄中、号数については、高山市債権管理条例第7条第1項各号の号数を示している。